

高知医療センター院内喫茶運営事業プロポーザル審査要領

高知医療センター院内喫茶運営事業に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「高知医療センター院内喫茶運営事業プロポーザル募集要領」(以下「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は 200 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

(1) 運営方針	(10 点)
(2) 営業内容	(60 点)
(3) 実施体制	(60 点)
(4) 財務資料	(10 点)
(5) 提案手数料	(30 点)
(6) その他の提案	(30 点)

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

令和7年8月8日(金)(予定) 高知医療センター 11 階 よさこいサロン

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1社 20 分とします。
- ② 後日、参加者には日時、場所、順番等を別途お知らせします。
- ③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、提案手数料率が高い者から順に候補者と次点者を選定します。なお、提案手数料率も同率である場合は、くじ引きにて、候補者と次点者を選定します。